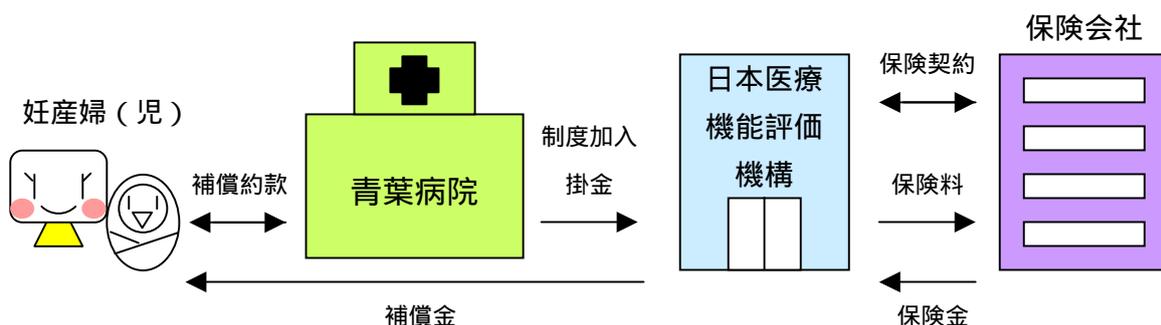


産科医療補償制度のご案内

平成21年1月1日以降に生まれた赤ちゃんを対象に、全国の病院・産婦人科医院にて産科医療補償制度が開始されます。一定の掛金を払い、本制度に登録していただくことで、分娩に関連して重度脳性麻痺を発症したお子様とご家族が、速やかに経済的補償を受けることができるようになります。分娩機関に過失がなくとも補償金が支払われる、画期的な制度です。当院にて分娩を希望される妊産婦の皆様におかれましては、ご理解とご協力をお願いいたします。なお、公正で中立的な第三者機関として、日本医療評価機構が本制度の運営にあたります。

● 制度の概要

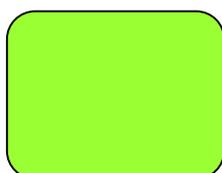


目的 分娩に関連して発症した脳性麻痺のお子様およびそのご家族の経済的負担を速やかに補償します。これにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ります。

妊産婦のみなさんには、分娩後退院時に、**1分娩あたり3万円**の負担金を払っていただくこととなります。ただし、それに伴い国民健康保険・社会保険等の**出産育児一時金が増額される**ことが見込まれており、妊産婦さんの実質的な負担増は出ない予定です。

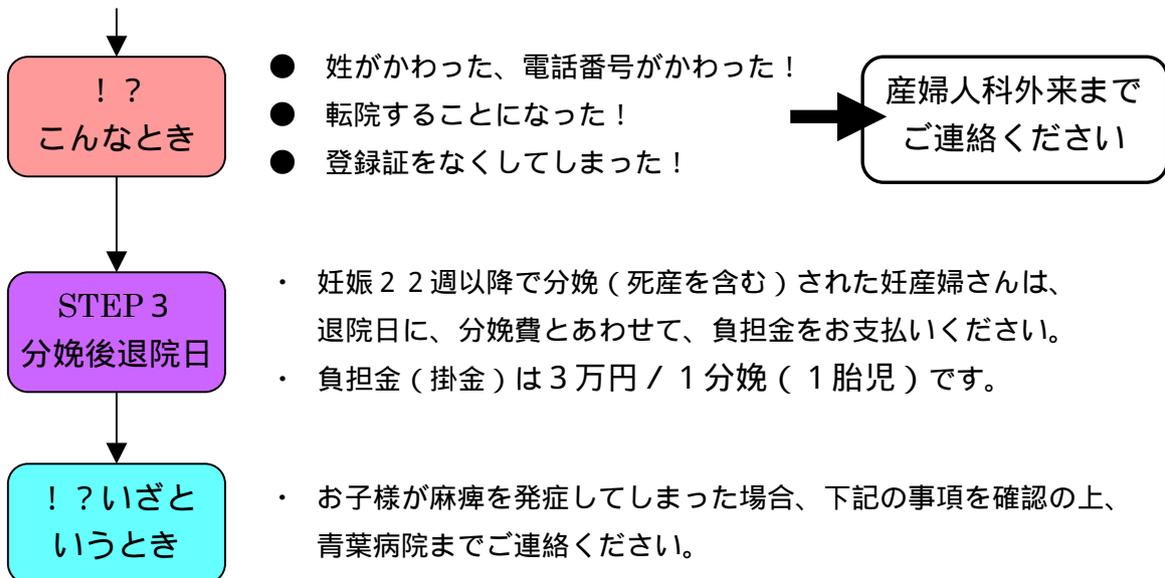
詳しくは、お手元の保険証に記載のある問い合わせ先までご確認ください。

● 制度の流れ



- ・ 次回予約日までに、この案内とリーフレットをよく読んでください。
- ・ すでに別の病院で登録をしている方は、お手元の登録証を、次回の予約日にお持ちください。

- ・ 産婦人科外来受付で登録証をご記入ください。
- ・ 登録証の妊婦さん控えをお渡しします。
- ・ 登録証を母子手帳と共に大切に保管してください。



補償対象	次の基準を満たすお子様 <ul style="list-style-type: none"> ● 出生体重2,000g以上かつ在胎週数33週以上で出生 または、在胎週数28週以上で出生し、所定の要件に該当した場合 ● 身体障害者等級1・2級相当の重度脳性麻痺を発症 先天性の要因による場合、対象外となることがあります。 小児神経科専門医等による診断が必要です。
補償金額	<ul style="list-style-type: none"> ● 準備一時金 600万円を1回 ● 補償分割金 年額120万円を20年間（総額2,400万円）
補償認定依頼可能期間	<ul style="list-style-type: none"> ● お子様の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日までの間 診断可能な場合は生後6ヶ月から依頼可能
必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 補償認定依頼書 ● 青葉病院が交付した登録証のコピー ● 小児神経科専門医等による重度脳性麻痺の診断書 ● 母子手帳のコピー

● お問い合わせ先

この案内とリーフレットをよくお読みになり、
わからない点がある場合は下記へお尋ねください。

- ・ 制度についてのお問い合わせ
日本医療機能評価機構（平日9：00～17：00）
TEL：03-5800-2231
- ・ 青葉病院での手続きについてのお問い合わせ
青葉病院 医事課（平日9：00～17：00）
TEL：043-227-1131（内線3135）